

民間資金等活用事業推進委員会第12回合同部会議事概要

日 時：平成12年9月5日（火） 17:00～20:15

会 場：永田町合同庁舎5階第一会議室

出席者：西野部会長、山内部会長、前田部会長代理、小幡委員、高橋委員
有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、光多専門委員、
美原専門委員、山下専門委員

関係機関出席者：大石政策企画官（建設省）、田中課長補佐（通商産業省）、松本公共住宅
事業調整官（建設省）、満田企画官（自治省）、森専門官（運輸省）、小林技監（千
葉県）、小山課長（東京都）、古谷課長（神奈川県）、三上次長（千葉市）

事務局：新原民間資金等活用事業推進室長、阿部参事官、古谷企画官、清水企画官

議事概要

各WG座長からの報告

各WG座長（第1WG：西野部会長、第2WG：山内部会長、第3WG：前田部会長代
理）より、検討状況の報告、説明があった。

なお、資料については、審議の途中にあるものであり、ガイドラインについての検討状
況に照らし適切な時点において公表することとし、当面、非公開の取扱いとなった。

意見交換の概要については以下のとおり。

(1)第1WG：プロセス関係について

- ・ 公共施設等の整備等には、設計が含まれることを、どこかに示しておく方がよいのでは。
- ・（西野部会長）工夫したい。
- ・ プロセスでは全体に触れざるを得ないが、将来の検討課題であるということを前文なり
で示した方がよいのでは。
- ・（西野部会長）とりあえずまとまった範囲で出し、経験も踏まえ改訂していくという理解。
前文で示すのがよいかも。
- ・ 前文にその趣旨を盛りこんでは。
- ・ 総合評価一般競争入札の落札後、落札者が契約を締結しないと不調ということで、落札
金額の範囲内で随意契約に移行できると考えてよろしいか。
- ・ 不調の場合の再入札についても多少触れておいては。
- ・ まず再入札して、次いで随契手続になるのか。
- ・ どうするかは公共側の判断ではないか。
- ・（事務局）落札者がそもそもいない場合には、再度入札、随意契約の何れもできるし、
根本から考え直すこともできる。落札者が契約を辞退する場合にも落札価格以下で随意
契約が可能である。
- ・ 落札者が契約を辞退する場合の随意契約手続の相手方について何らか触れられないか。
- ・（事務局）特に法令では規定がなく、決めてしまうのは難しいのでは。
- ・ 不調で随意契約する場合、落札価格のみならず落札者の評点まで合わせる必要があるの
か。性能発注でそれぞれ提案内容が異なるため、その評点を合わせるということは無理

では。

- ・ P F I では評点も合わせる必要があると広めに考えるのはどうか。
- ・(事務当局) 法令では落札金額の範囲内でとされており、総合評価の際の解釈を示すのは始まったばかりで、この規定が適用されたケースもなく、難しい。
- ・ 契約辞退の理由によって随契の可否の差があるか。
- ・(事務当局) 条文上理由は問われていない。
- ・ 具体的な回答が必要となりそうなものについては、もう少し詳細にしてはどうか。
- ・ P F I 事業として行うかの検討は、実施すべき公共施設等の整備等に関する事業が想定されていることが前提だが、その事業には民間発意のものを含むという理解でよいか。
- ・(事務当局) 民間発意のものも含まれる。
- ・(西野部会長) 議論をもとに時間の許す範囲で検討を深めたい。

(2)第2WG：VFM関係について

- ・ 割引率は国債利回りを用いるとあるが、多少丁寧に、例えば過去の平均や長期的な見通しをとる等書き加えたらどうか。
- ・(山内部会長) 御指摘を踏まえ検討する。
- ・ 税金の調整は国民全体の観点から行うという姿勢を打ち出しては。ジョイントベンチャー型もサービス購入型の1つと捉えられるのでVFM評価を必ず行うべきでは。PSCの積上げ項目の維持修繕費は維持管理費の方がよいのでは。
- ・ 大規模修繕は修繕費として損金算入できず新規投資扱いとなることを踏まえる必要がある。土地の無償貸付など支出以外の負担がある場合には原則、VFMを計算するのではないか。
- ・(山内部会長) よく使われている用語を検討する。線引きが難しいが。
- ・(事務当局) 従来方式では公共全額負担だが、PFIでは公共からの補助金と利用料金とで民間事業者が独立採算でやるケースで、どういう比較が適切かということがある。
- ・ 受益者負担か税金かは政策的な部分があり、それに伴う取扱いについては議論が必要。今回はバージョン1でありこの点は先送りでのよいのでは。
- ・(山内部会長) ジョイントベンチャー型の定義もはっきりしていないこともあり、説明を加える形としたい。
- ・(山内部会長) については、第2WGの結論としては第1段階としては、現行制度に基づく調整ということで、例えばこれを参考にする自治体は国税を考慮に入れないことにしたのだが。
- ・ VFMについても法律と基本方針の内容に沿うことが原則。事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値は、現在価値化される故、債務負担行為の設定額とは異なるもの。公共サービスの定性的な比較があり得る場合、定量化できることを前提とすると限定しすぎの感があるので、同一水準にするためのコスト比較でも可とするような表現ぶりとしては。PSCの算定では現金支出の額を根拠とすることとしているが、会計的には現金支出は必ずしも費用ではなく、現金支出ベースでよいと説明し得るか。また、税金は金利ゼロ、リスクゼロの資金であり、一方が有償資金であることから税金を入れた比較をするのは均衡を失するのではとの疑問に答え得るか。現行制度に基づ

いた調整の現行制度とは会計方式等を含む全体の現行制度ではなく、補助、税制の現行制度という理解でよい。また、税金の取扱いについて東京都と特別区との関係はどうなるのか。さらに、後段の「ほかに調整すべきもの」とは何か。

- ・(山内部会長) はそのとおりと考える。 については、御意見も分かるが、現状の制度を出発点に考えるなら、比較するものは実際に支出される現金をベースにするという方法もあり得るといふ考え方も成立するのでは。
- ・従来 of 公共財会計では事業効率を見るのには不適切ではと思うが。
- ・(山内部会長) そういう意見と、そうではないという意見があるのでは。
- ・(西野部会長) 第2WG 中の議論であり、継続して第2WG でお願いしたい。他の方々からのコメントを頂きたい。
- ・(山内部会長) は表現を考えることとしたい。 の1点目はそのとおり。
- ・税金があるかないかの括りを、国は一体としているが、地方公共団体、公共法人についても示しておく必要があるのでは。
- ・税金は、実際に税金として入るところが調整せよということか。
- ・(事務当局) まさに実際に税金として入るところ、財政負担を實際する公共施設等の管理者等が調整することとしている。ただ国の場合収入が各省に入るわけではないので国として一体的に明記したもの。
- ・(山内部会長) 公共側の実施主体を単位とすることは、今の表現としたい。
- ・P S C の算定の精度について言及すべきでは。
- ・(山内部会長) 時間の許す範囲内で検討して、書けることを書くこととしたい。

(3)第3WG：リスク分担等関係について

- ・プロセスの方で、民間事業者の募集にあたっては契約書案の添付か入札説明書等での説明が必要となっており、協定についての検討を進めることが大事と考える。建設に係るリスクのうち公共施設等の瑕疵が運営段階に損害をもたらすケースについてB O T の場合の配慮はどうなっているか。
- ・(前田部会長代理) 実例が増え、前例を参考にできるようになれば契約書案等の問題は解決していくものと思うが、今後議論を進めていくことになるものと考えている。B T O で所有権が公共側に移転した後、相当の期間の後、運営段階で瑕疵が発現した場合、建設契約に基づく請求権がなくなるケースがあるので注意として示したもの。
- ・(事務当局) 瑕疵による施設の損傷や事故について当事者の負担能力を勘案すべきことを示しており、選定事業者のリスクのとり方への留意は示したところ。
- ・できる限り協定等で取り決めるとあるがその理由は。また選定事業者が資金調達できない場合の当事者のとるべき対応についての記載は。
- ・(事務当局) 現状では協定等で必ず取り決めよと示しても困難なものが多々あると考えられ、できる限りを付したもの。
- ・(前田部会長代理) その他の留意事項の1項目に示したところ。
- ・住民の合意形成的なことについて1番最初に示しては。また、実施方針の公表、特定事業の選定、公募と段階に応じてできるだけ疑問点を吸収して、つめるべきことをつめるということを示しては。

- ・(事務当局) 住民等との合意については、各段階に共通に関連するリスクの中でふれたところ。また、実施方針で示すリスク分担を市場調査等によって適切な時期までに詳細化、変更することに留意するよう示したところ。

(4)前文について

- ・今回のガイドラインは、3つになる、イギリスのタスクフォースが出しているような形になるということか。
- ・(西野部会長) そう考えている。
- ・順次改訂していく趣旨を入れた方がよいのでは。また、法、基本方針に沿ってという趣旨も明示しておく方がよいのでは。
- ・本ガイドラインに沿った考え方、方法等によらずにPFI事業を実施することを妨げないというのは、読む人に混乱を与えないか。
- ・(事務当局) ガイドラインに示す方法によらずに行った方がよいものが出てきたときにその妨げにならないようにという注書きとして示したもの。
- ・ガイドラインを示すと忠実に行動するのが通例ではないかと思われ、柔軟に実施してもらうためにはこの程度の文言があった方がよいのでは。
- ・方法等によらずにという表現が多少引っ掛かるので、工夫してはどうか。

最後に西野部会長から、以下につき提案があり了承された。

- ・ 本日の議論を踏まえ各WGにおいて、必要に応じたたたき台の案を詰め、多少の文言の修正は両部会長に一任し、関係省庁の意見をきくこと。
- ・ 関係省庁からの意見の内容に応じWGでの再検討、再度の合同部会を開催し、公開の意見募集に付すこと。

次回の民間資金等活用事業推進委員会合同部会について
事務当局から後日連絡予定。

以上

(速報のため事後修正の可能性があります)

[問合せ先]

内閣総理大臣官房内政審議室民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3502-7319, 03-3502-7346